

決 定 書

異議申出人

住所

氏名 飯田 耕造

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和7年11月10日付けをもって提起された、令和7年11月9日執行の神栖市長選挙（以下「本件選挙」という。）の当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、神栖市選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

第1 本件異議申出の趣旨

申出人は、本件選挙の当選の効力に関し、当選人である木内としゆき候補（以下「木内候補」という。）の当選の無効を求めるものである。

第2 本件異議申出の理由

- 1 本件選挙の開票にあたり、集計の結果両候補者の得票数が同数であったが、選挙立会人はこの集計過程において、無効とされた219票の中に「無所属石田進」や「石田進進」と記載された有効と思われる票が複数あったことを見ており、無効票の中に有効票とみられる票が複数見受けられることから、投票用紙の再審査を行い全ての投票の有効及び無効を再度判断することを求める。
- 2 上記のように、開票において両候補者の得票数が同数であり、かつ無効票が219票と多くあるにも関わらず、同数となった時点で再審査が行われずに開票を確定させ、その後の当選人の決定にあつては、各陣営への連絡もなく、各陣営の代表者の立ち会いも求めず、また各陣営の代表者に打診することもなく、選挙長が自らくじ引きを行い当選人を決定したことは、極めて不適切であり不当である。
今後、あらためて票を確定し、再び同票となった場合でも、各陣営の代表者によるくじ引きを行うなど、再度のくじ引きの実施による当選人の決定を求める。
- 3 当選人の決定に際し使用したくじは、くじの状況を覗いて確認しようと思えばできるような構造であり、そのようなくじで行われた当選人の決定は不当であり、到底受け入れることはできず、木内候補の当選の無効を求める。

第3 当委員会の決定の理由

本件異議申出は、公職選挙法第206条第1項の規定に基づく当選の効力に関する異議申出であり、本件選挙に係る当選人の告示の日である令和7年11月10日から14日以内に当委員会へ提出された適法なものであること、また、形式的な要件を満たしていると判断し、当委員会はこれを受理し、申出人の主張について、厳正かつ慎重に審理した。

- 1 本件異議申出の趣旨は、本件選挙における当選の無効を求めるものであり、また、その理由の1つとして、選挙立会人によれば、無効票の中に有効票とみられる票が複数見受けられたとあり、投票用紙の再審査を求めるというものである。

公職選挙法には、当選の効力に関する規定がなく、当選の効力に関する争訟においては、「その（当選無効）原因となり得べき違法事由には、当該当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるものと解するのが相当である。」（平成4年12月17日名古屋高等裁判所判決）とされている。

本件選挙における開票（選挙会と合同）は、令和7年11月9日午後7時30分から、かみす防災アリーナにおいて、当委員会が選任した選挙長、選挙立会人1名及び各候補者からの届出による選挙立会人2名を一連の開票事務を監視しうるように配置され、当委員会事務局職員13名及び事務従事職員126名により、有権者や報道関係者に公開して執行された。

このような状況下において、本件選挙の結果に影響を及ぼす事務処理の誤りはなく、公正かつ適正に執行されており、開票の結果、投票総数33,667票、有効票数33,448票、そのうち木内候補の得票数16,724票、石田進候補（以下「石田候補」という。）の得票数16,724票、無効票数219票、持ち帰り票0票となり、選挙長及び選挙立会人は、選挙録の記載が真正であることを確認して署名している。

このことから、本件選挙における開票事務は選挙立会人の下で公正かつ適正に執行されており、本件選挙には当選の効力に関する争訟の原因となり得るべき当選人決定についての違法性は認められない。

しかしながら、本件異議申出の理由として、選挙立会人は開票の集計過程において、無効とされた219票の中に「無所属石田進」や「石田進進」と記載された有効と思われる票が複数あったとし、一定の具体的な事例があげられている。

開票の結果、両候補者の得票数は同数であったが、申出人が主張することが事実であるならば、本件選挙の結果に異動を及ぼすおそれがあることから、これを確認する

ためには投票の開披による調査が必要であると判断し、全ての投票の再点検をすべきであるとの考えに至った。そのため、令和7年11月11日、当委員会は本件異議申出に対し、職権による開披再点検（封印し保存してある全ての投票の再点検）を実施することを決定した。

開披再点検は、同年11月26日午前9時30分から、神栖市民体育館において、当委員会委員長、委員3名、当委員会事務局職員7名及び事務従事職員13名の合計24名により、開票と同様に有権者や報道関係者に公開して実施した。

一般参観人のうち、各候補者又はその代理人1名ずつと選挙立会人1名ずつの合計4名を候補者の関係者として参観席とは別に入場を認め、一連の点検事務を監視するように配置した。

限られた人数により開票事務と同様に公正かつ適正に、とりわけ無効票の再点検についてはより慎重に行い、点検作業は5時間余りに及んだ。

開披再点検の結果、投票総数33,667票、有効票数33,448票、そのうち木内候補の得票数16,724票、石田候補の得票数16,724票、無効票数219票で、開票の結果と全て一致する結果となった。

また、申出人が主張する「無所属石田進」や「石田進進」と記載された有効と思われる票は、無効票の中にはないことを確認した。その他、無効票から有効票へ、有効票から無効票へ異動した投票は一切なかった。

なお、開披再点検の結果は、次のとおりである。

ア 有効票数 33,448票

木内候補の得票数 16,724票

石田候補の得票数 16,724票

イ 無効票数 219票

無効事由	選挙会	開披再点検
所定の用紙を用いないもの	0	0
候補者でない者又は候補者となることができない者の氏名を記載したもの	9	9
2人以上の候補者の氏名を記載したもの	3	3
被選挙権のない候補者の氏名を記載したもの	0	0
候補者の氏名のほか、他事を記載したもの	10	10
候補者の氏名を自署しないもの	0	0
候補者の何人を記載したかを確認し難いもの	8	8

白紙投票	1 1 4	1 1 4
単に雑事を記載したもの	4 8	4 8
単に記号、符号を記載したもの	2 7	2 7
合 計	2 1 9	2 1 9

無効票から有効票へ異動した票	なし
有効票から無効票へ異動した票	なし

以上のとおり、各候補者の得票数の異動はなく、無効票も異動はなかった。

したがって、本件選挙の当選の効力について、公職選挙法第206条第1項の規定に該当する事実はなく、本件選挙の結果に異動を及ぼすおそれがあったと認めることはできないため、当選を無効とする理由はなく、当選人は選挙会が決定したとおりである。

- 2 申出人は、本件異議申出の理由として、上記のほかに、開票において両候補者の得票数が同数となった時点で再審査が行われずに開票を確定させたこと、また、各陣営の代表者ではなく選挙長が自らくじ引きを行い当選人を決定したことは、極めて不適切であり不当であると主張している。

これらの理由のうち、前段の再審査を行わなかったことについては、前述のとおり、本件選挙における開票事務が選挙立会人の下で公正かつ適正に執行された結果、得票数が同数となったに過ぎないことや、開票における点検作業の過程において内容を複数回確認していることから、得票数が同数であることを理由として再点検をする必要性はないとの考えによるものである。

したがって、得票数が同数となった時点で再審査を行わなかったことのみをもって、当選の効力に関する争訟の原因となり得るべき当選人決定についての違法性は認められない。

次に、後段の選挙長が自らくじ引きを行い当選人を決定したことについては、事前に各陣営への連絡もなく、また、各陣営の代表者に打診することもなかったとされていることは事実であるが、公職選挙法第95条第2項において、「当選人を定めるに当り得票数が同じであるときは、選挙会において、選挙長がくじで定める。」とのみ規定されており、その方法について明確な規定がなく、また、当委員会においてくじの方法による当選人の決定に関する規定もない。得票数が同数の場合、当選人をくじで定めるとした同法の趣旨が、当選の決定の公平性を確保する点にあると考えられる

ことから、その趣旨に反するような方法がとられない限りは違法性は認められず、具体的にくじの方法は選挙会において決定することは可能であるとする。

また、選挙会において、選挙長が当選人の決定のためのくじ引きを行うことを決定し、選挙立会人3名がくじ執行の立会人となることを了承しており、当然に当選の結果に実施者の恣意が加わる余地はなく、くじの方法として違法性は認められない。

また、開票再点検の結果、両候補者の得票数は同数であり、開票の結果と全て一致する結果となり、当選人の決定に変わりはないことから、両陣営の代表者による再度のくじ執行は認められない。

したがって、各陣営の代表者ではなく選挙長が自らくじ引きを行い当選人を決定したことのみに基づき、当選の効力に関する争訟の原因となり得べき当選人決定についての違法性は認められない。

以上のことから、これらの理由について、極めて不適切であり不当であるとは到底言い難く、当選を無効とする理由はない。

- 3 申出人は、本件異議申出の理由として、さらに上記のほかに、当選人の決定の際に使用したくじは、くじの状況を覗いて確認しようと思えばできるような構造であると指摘し、当該くじによる当選人の決定は不当であると主張している。

選挙会において使用されたくじは、株式会社日本選挙センターの正規品であり、長さ30cmのくじ棒2本とこれらを収めるための高さ20cmの縦長の白色筒で構成され、各くじ棒の先端にそれぞれ1、2と番号が付記されている。その構造上、意図的に覗いても確認できない仕様となっており、本件選挙の当選人決定のためのくじは、選挙会において、選挙立会人3名の立ち会いの下、疑義もなく選挙長により公正かつ適正に執行され、先述のとおり、くじ執行による当選人の決定後、選挙長及び選挙立会人は選挙録の記載が真正であることを確認して署名している。

したがって、当該くじを使用して当選人を決定したことのみに基づき、当選の効力に関する争訟の原因となり得べき当選人決定についての違法性は認められない。

以上のことから、この理由について、不当であるとは到底言い難く、当選を無効とする理由はない。

第4 結論

以上の理由から、申出人の主張には、当選無効の原因となる事実は認められないので、公職選挙法第216条第1項において準用する行政不服審査法第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和7年12月5日

神栖市選挙管理委員会

委員長 境 政一



教 示

この決定に不服のある場合は、この決定書の交付を受けた日又は公職選挙法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で茨城県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる（公職選挙法第206条第2項）。